

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1. 社会的変化

本市では、「環境基本法*」及び「宇佐市環境基本条例*」に基づき、2012（平成 24）年度に宇佐市環境基本計画を策定しました。計画では、「自然の恵みを未来につなぐ美しい環境都市 うさ」を目指すべき環境の目標像に掲げ、環境に関わる諸施策を計画的に推進してきました。その期間に環境に関わる社会的な情勢は、大きく変化しており、主なものは以下のとおりです。

世界・国の動向

（1）持続可能な開発のための 2030 アジェンダの採択

2015（平成 27）年に国連総会において、2030（令和 12）年に向けた 17 のゴールと 169 のターゲットを設定した「持続可能な開発目標（SDG s）」を掲げた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

SDG s は、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ、地球の 5 つの要素について 2030（令和 12）年を期限とする包括的な 17 の目標と 169 のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」ことを基本理念とした、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

（2）パリ協定*の採択

2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（令和 2）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス*排出量を実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められました。

（3）水循環基本法の制定及び水循環基本計画の策定

2014（平成 26）年に水循環基本法が制定され、それに基づき 2015（平成 27）年には水循環基本計画が閣議決定されました。水循環基本計画では、水循環に関する施策を通じ、関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けて活動することを「流域マネジメント」として推進することとしています。

（4）第五次環境基本計画*の策定

2018（平成 30）年に国の第五次環境基本計画が閣議決定され、SDG s の考え方を活用しながら、分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することを定め、環境施策を通じて、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

また、「地域循環共生圏」の考え方を示し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進することとしています。

（５） 循環型社会*形成の方針

2018（平成30）年に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理のさらなる推進と環境再生」「循環分野における基盤整備」などを定めています。

また、2019（令和元）年には、食品ロスの削減の推進に関する法律*が施行され、2020（令和2）年には、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が閣議決定されました。それにより、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

さらに、2019（令和元）年には、国において、「海洋プラスチックごみアクションプラン」「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2020（令和2）年には、プラスチック製買い物袋が全国で有料化となるなど海洋プラスチックごみの発生抑制対策が展開されています。2022（令和4）年には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*が施行され、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が盛り込まれました。

（６） 温室効果ガス*削減対策

パリ協定*の実行に向けて、2016（平成28）年に地球温暖化対策推進法が改正されるとともに、地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

また、2020（令和2）年臨時国会の首相の所信表明演説において、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが表明されました。この目標の達成に向けて、2020（令和2）年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、「2050年カーボンニュートラル」を目指す上で取組が不可欠な14の重要分野ごとに、目標、現状の課題、今後の取組が明記されています。

さらに、2021（令和3）年には新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2013年度の温室効果ガス排出量と比較して2030年度には46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを目標として設定しました。

（７） 気候変動*対策

2018（平成30）年に「気候変動適応法*」が施行され、2021（令和3）年に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。気候変動適応計画では、気候変動の影響が既に生じている、またはその恐れがある主要な7つの分野（「農業、森林・林業、水産業」「水環境*・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）の適応策を推進することとしています。

（８） 生物多様性*の動向

生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐため2010（平成22）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、2020（令和2）年を達成年とし、20の目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。また、2022（令和4）年には、新たな目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、及びその他の関連要

素から構成されています。これを受け、我が国においても2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。

大分県の動向

（1）第3次大分県環境基本計画*の策定

1999（平成11）年に制定された大分県環境基本条例*に基づき、2016（平成28）年に第3次大分県環境基本計画が策定されました。その後、「気候変動*に関する政府間パネル（IPCC）1.5℃特別報告書」の公表をはじめとした国際的動向や「パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定など国の動向が大きく変化していることから、2021（令和2）年に第3次大分県環境基本計画の見直しを行いました。計画の見直しでは、二酸化炭素排出の実質ゼロを目指し、脱炭素社会*に向けた取組を加速させるとともに、気候変動の影響への適応*策や海洋プラスチックごみによる環境汚染、環境負荷*を増大させる食品ロスへの対応を充実しています。加えて、「おおいたうつくし作戦」をさらに展開させることとしています。

（2）第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）*の策定

2021（令和3）年に第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しています。計画では、自然環境や社会基盤、人の健康、生態系*など、生活に多大な影響を及ぼす地球温暖化に県民総参加で対処するため、大分県が将来的に目指す「2050年温室効果ガス*実質ゼロ」及びそれに向けた県全体の中期的な温室効果ガスの削減目標を示し、大分県の自然的・社会的条件を踏まえた温室効果ガス削減対策である「緩和策」とともに、異常気象など気候変動の影響が危機的状況になりつつある現状を踏まえ、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の取組を明らかにするものです。

本市の動向

（1）第二次宇佐市総合計画*の策定

2015（平成27）年には、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度の10年間のまちづくりの目標を「定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち」と定め、その目標を達成するための政策方針を示した基本構想を策定しました。その中で、環境に関する政策方針を「豊かな自然と風景を未来に継ぐまち」と定めており、それを達成するために必要な施策を前期基本計画（前期5か年）及び後期基本計画（後期5か年）で体系的に定めています。

（2）世界気候エネルギー首長誓約*の署名

2020（令和2）年に世界気候エネルギー首長誓約に署名し、気候エネルギー政策に積極的に取り組む自治体の世界的コミュニティ「世界気候エネルギー首長誓約」に参加しました。この「世界気候エネルギー首長誓約」は、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応*に取り組むことにより、持続可能なレジリエント（強靱）な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標達成に地域として貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのための取組を進めていくという国際的な仕組みです。

（3）ゼロカーボンシティ*の表明

2021（令和3）年6月に開催された市議会定例会において、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ*を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

(4) 宇佐市地球温暖化対策実行計画の策定

2019（平成 31）年 3 月に地球温暖化対策の推進に関する法律*に基づく、宇佐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）*を策定しました。計画では、2013（平成 25）年度と比較して 2030（令和 12）年度の温室効果ガス*排出量を 25%削減することを目標に定め、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進する取組を定めています。

しかし、国の動向や世界気候エネルギー首長誓約*への署名などの変化により、計画の見直しが必要であったことから、2022（令和 4）年 5 月に目標を 46%として、その取組を充実しました。さらに、気候変動*への適応策を推進するため、気候変動適応法*に基づく、気候変動適応計画にも位置づけました。



大分県宇佐市長 是永 修治 殿

貴市におかれましては、この度、地方自治体として 2050 年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 394 自治体となりました。我が国としての 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現すべき事態であると考えております。

現在、我が国は新型コロナウイルス感染症への対応と気候危機という二つの危機に直面しておりますが、環境省としては、コロナ前の社会に戻るのではなく、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への三つの移行を加速させ、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を一層強力に進めてまいります。

2050 年カーボンニュートラルの実現を進めるためには、今後 30 年間のうち、とりわけこの 5 年間、10 年間で重要です。このため、パリ協定の目標達成に向け、脱炭素のモデルケースを各地に創り出し、次々と先行地域を広げていく「脱炭素ドミノ」を実現していく必要があると考えております。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、気候変動対策の更なる具体化・加速化に努めてまいります。

環境大臣 小泉進次郎

■ゼロカーボンシティ*認定証

2. 第1次計画の取組状況

第1次宇佐市環境基本計画に沿った取組の実施状況及び環境指標の達成状況は以下のとおりです。

目標1 自然環境：豊かな宇佐の自然と共生する

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業等による地域における農地等の保全活動の支援や国営緊急農地再編整備事業等による生産基盤の整備、両合棚田再生プロジェクト等による棚田の保全に努め、田園環境の維持保全を図りました。

また、林道の適正管理や市有林の施業、民有林の整備支援などの森林整備を推進するとともに、市安心院地域複合支所建設での市産材活用や民間木造住宅での市産材活用促進等により市産材需要の拡大を図ることにより、地域の森の健全育成を推進しました。

さらに、地域が行う水辺の美化活動の支援や干潟の耕うん*、生活排水対策等による干潟*の再生に取り組むとともに、森林の植林活動や河川での稚魚放流など上下流域が連携した保全活動の促進等により豊前海や河川などの水辺の保全に努めました。

加えて、開発行為等の際の自然環境への配慮に関する指導や宇佐自然と親しむ会と連携した市民自然教室の開催や希少野生動植物調査、特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオの保護、関係団体と連携した外来生物*や有害鳥獣*の駆除等により、多様な生物と豊かな生態系*の保全を図りました。

環境指標の達成状況をみると、すべての項目で未達成となっています。

【環境指標達成状況】

| No. | 環境目標項目 | 指標（単位） | 基準値 | 目標 | 達成状況（現況） |
|-----|-------------------|---------|------------|-----------|-----------|
| | | | 2011年（H23） | 2021年（R3） | 2021年（R3） |
| 1 | 森林や田畑など自然の緑の豊かさ | 満足度（%）* | 61% | 80% | 58% |
| 2 | 海山川や湿地など水辺の自然の豊かさ | | 46% | 60% | 43% |
| 3 | 身近に見かける動植物の種類の多さ | | 31% | 40% | 29% |
| 4 | 自然とふれあう場所の多さ | | 36% | 47% | 41% |

※環境に関する市民アンケート調査で「とても満足」、「やや満足」と回答した市民の割合

目標2 生活環境：満足度日本一の安全な生活環境を創る

下水道施設の整備及び加入促進や浄化槽設置の支援による生活排水の水質改善、廃食用油の回収・再利用等による汚水排出の抑制等により、きれいな水環境*の創出を図りました。

また、騒音測定や水質検査による環境調査や生活環境に関する相談対応、産業活動と住民生活の調和を図る公害防止協定*の締結、各種法令の遵守を指導することなどにより、騒音・振動・悪臭等の対策に努めました。

さらに、青色パトロール車*の巡回による不法投棄の監視や宇佐市空き缶等ポイ捨て防止条例

の制定、ごみの分別チラシの配布によるごみ捨て意識の改善、宇佐・高田・国東広域事務組合で進めている広域ごみ処理施設の整備促進等により、ごみの適正処理を推進しました。

加えて、既存の都市公園の施設・設備の改修や西大堀地区での新たな都市公園及び法鏡寺廃寺跡の整備推進、フラワーロードにおける花いっぱい運動の実施や苗木の配布による緑化推進等により、緑豊かな生活空間の創出を図りました。

環境指標の達成状況をみると、多くの項目で目標を達成できていません。

【環境指標達成状況】

| No. | 環境目標項目 | 指標（単位） | 基準値 | 目標 | 達成状況（現況） |
|-----|-------------|------------------|------------|---------------|----------------|
| | | | 2011年（H23） | 2021年（R3） | 2021年（R3） |
| 1 | 宇佐市の住みやすさ | 満足度（%） | 55% | 72% | 63% |
| 2 | 河川及び海域の水質 | 環境基準*達成測定地点数（箇所） | 2箇所（2010年） | 6測定地点中 6箇所 | 4箇所（2020年） |
| 3 | 一般環境における騒音 | | 2箇所（2010年） | 5測定地点中 5箇所 | 4箇所 |
| 4 | 道路に面する地域の騒音 | | 3箇所（2010年） | 9測定地点中 9箇所 | 12測定地点中 8箇所 |
| 5 | 水洗化率 | % | 44%（2010年） | 56.8% | 75.9%（2020年） |

目標3 地球環境：宇佐をエコなまちに変える

公共施設への太陽光発電*設備の設置やLED*照明・電動車の導入、一般家庭等における太陽光発電設備や蓄電池*、電気自動車*、充電設備の導入支援、「COOL CHOICE」の普及・啓発等による低炭素のまちづくりを推進しました。

また、リサイクル団体の活動支援や指定ごみ袋の導入、分別ちらしの配布によるごみの分別・リサイクルの徹底や社会福祉協議会と連携したフードドライブ*の実施、マイバック運動や30・10運動の実施によるごみの減量促進等を行うことにより、3Rを推進しました。

さらに、電気式生ごみ処理機の購入支援及びコンポストの配布、給食センターにおける残渣の堆肥化、廃食用油の回収・活用、耕畜連携によるバイオマス*資源（家畜排せつ物、稲わら、麦わら籾殻など）の有効活用を図ることにより、資源循環型のまちづくりを推進しました。

環境指標の達成状況をみると、温室効果ガス*排出量の削減は達成できているものの、ごみの排出量については、未達成となりました。

【環境指標達成状況】

| No. | 環境目標項目 | 指標（単位） | 基準値 | 目標 | 達成状況（現況） |
|-----|-----------------------|--------|-----------------|-----------|----------------|
| | | | 2011年（H23） | 2021年（R3） | 2021年（R3） |
| 1 | 宇佐市役所における温室効果ガス排出量の削減 | t/年 | 18,918 t（2010年） | 16,932 t | 7,764 t（2020年） |
| 2 | ごみの排出量 | t/年 | 11,332 t | 9,867 t | 9,965 t |

目標4 環境活動：宇佐の環境をみんなでみつめる

宇佐自然と親しむ会による市民自然教室の開催や処理施設の見学等による環境教育や地域団体等による環境学習会や地域コミュニティ組織等による児童・生徒と一緒にした環境保全活動など各種団体等と連携して環境教育・学習を実施しました。

また、環境活動を行う団体の活動内容を周知することにより、活動の活性化を支援しました。環境指標の達成状況をみると、すべての項目で目標を達成しています。

【環境指標達成状況】

| No. | 環境目標項目 | 指標（単位） | 基準値 | 目標 | 達成状況（現況） |
|-----|--|-------------------------------------|------------|-----------|--------------|
| | | | 2011年（H23） | 2021年（R3） | 2021年（R3） |
| 1 | 環境学習会の開催 | 回/年 | 4回/年 | 12回/年 | 12回/年（2019年） |
| 2 | 地区の環境保全活動への参加・協力の実施 【環境に関する市民アンケート調査より】 | 「積極的に取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」と回答した市民の割合 | 50% | 75% | 83% |

目標5 環境活用：誇るべき環境を地域に活かす

貴重な資源である農村環境を活かしたグリーンツーリズムの推進や本市の環境に育まれた農林水産物等のブランド化による消費拡大を図りました。

また、ビュースポットの整備や石橋の保全活動等を通して自然環境を活かした美しい景観の保全・形成、さらには、体験イベントや観光イベント等を活用した環境情報の発信により、環境活用を推進しました。

環境指標の達成状況をみると、すべての項目で未達成となっています。

【環境指標達成状況】

| No. | 環境目標項目 | 指標（単位） | 基準値 | 目標 | 達成状況（現況） |
|-----|-----------------|--------|---------------|-----------|---------------|
| | | | 2011年（H23） | 2021年（R3） | 2021年（R3） |
| 1 | 海山川や田園などの景色の美しさ | 満足度（%） | 54% | 70% | 49% |
| 2 | 農林水産物の豊かさ | | 47% | 61% | 45% |
| 3 | グリーンツーリズム受入人数 | 人/年 | 8,028人（2010年） | 10,000人 | 4,543人（2022年） |

※環境に関する市民アンケート調査 令和3年12月実施。1,439票回収（回収率63.1%）

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

また、SDGsは環境施策に取り組む上でも重要な考え方であるため、第2次宇佐市環境基本計画の目指す環境像である「豊かな自然と風景を未来に継ぐまち」の実現に向けて、SDGsと施策との関連を明確にする必要があります。



| | | |
|--------|------------|---|
| ゴール 1 | 貧困 | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| ゴール 2 | 飢餓 | 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
| ゴール 3 | 健康な生活 | あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| ゴール 4 | 教育 | 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する |
| ゴール 5 | ジェンダー平等 | ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う |
| ゴール 6 | 水 | 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| ゴール 7 | エネルギー | 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する |
| ゴール 8 | 雇用 | 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する |
| ゴール 9 | インフラ* | レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る |
| ゴール 10 | 不平等の是正 | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
| ゴール 11 | 安全な都市 | 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| ゴール 12 | 持続可能な生産・消費 | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| ゴール 13 | 気候変動* | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| ゴール 14 | 海洋 | 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する |
| ゴール 15 | 生態系*・森林 | 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する |
| ゴール 16 | 平和と公平 | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る |
| ゴール 17 | パートナーシップ | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

資料：SDG s ロゴ、国際連合広報センター 表、平成30年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書、環境省

第2節 計画の趣旨

1. 計画の趣旨

本市では2012（平成24）年7月に「環境基本法*」及び「宇佐市環境基本条例*」に基づく「第1次宇佐市環境基本計画」（以下、「第1次環境基本計画」とします。）を策定しました。この第1次環境基本計画は、「宇佐市総合計画*」を上位計画とし、環境分野について具現化した計画であり、市民・事業者・民間の各種団体と市が共通認識のもとで、環境施策に取り組んでいくための指針として、“自然の恵みを未来につなぐ美しい環境都市うさ”を目指すべき環境の目標像に掲げ、環境施策を展開しています。

第1次宇佐市環境基本計画策定後、気候変動*問題の深刻化、生物多様性*の危機*、海洋プラスチック問題、食品ロスの問題*など多様な環境問題が生じており、気候変動適応法*の制定、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*の制定、地球温暖化対策の推進に関する法律*の改正などが行われています。また、持続可能な開発目標（SDGs）の推進により、様々な分野にまたがる社会課題を統合的に解決していくことが重要となっています。

そこで、2023（令和5）年9月に第1次宇佐市環境基本計画の計画期間が満了するにあたり、持続可能な開発目標（SDGs）との関連性を明確にした上で、継続的に環境施策に取り組むとともに新たな環境課題（2050年カーボンニュートラル、気候変動対策、食品ロス、海洋プラスチックなど）に対応するため「第2次宇佐市環境基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画「第2次宇佐市環境基本計画」は、宇佐市環境基本条例*第8条第1項の規定に基づく計画であり、宇佐市総合計画*やその部門計画と連携を図りつつ、本市の特性に応じて市民、事業者、団体等と協力して環境保全・創造に取り組むための計画です（図1）。

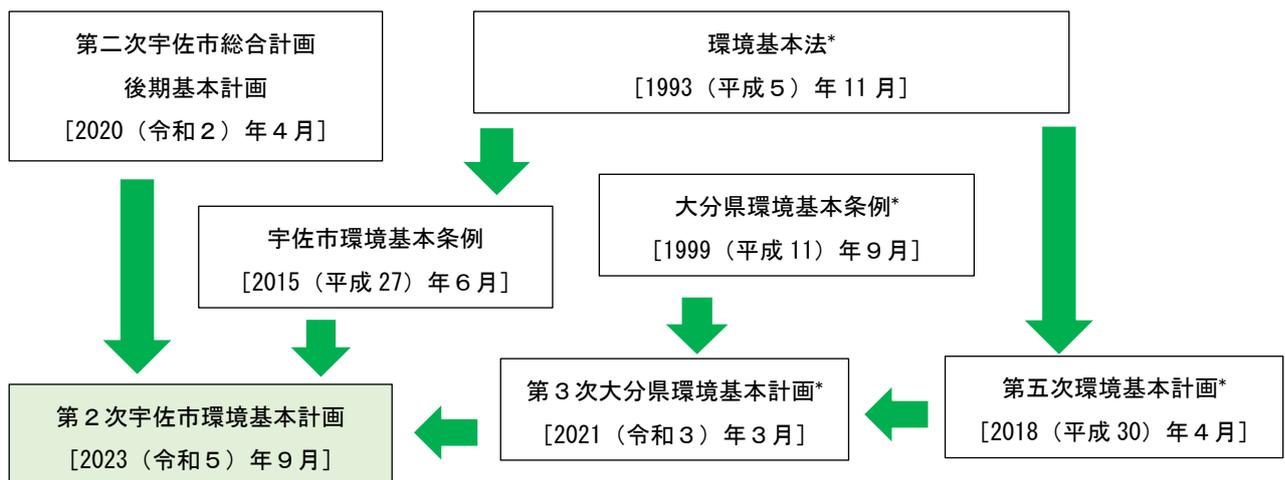


図1 計画の位置づけ

3. 関連計画

| 計画名 | 計画概要 |
|---|--|
| 第3次宇佐市農業・農村振興計画 | 農業に関する各種計画の最上位計画として位置付け、本市農業の目指すべき方向を明らかにし、社会動向に即した施策・事業を計画的に実施していくことを目的としています。 |
| 宇佐市国土利用計画 | 市の区域における国土（市土）の利用に関し、長期にわたり適正な土地利用を図るために必要な基本的事項を定めた計画です。 |
| 宇佐市森林整備計画* | 適切な森林施策の実施による健全な森林資源の維持造成を推進することを目的とした計画です。 |
| 宇佐管内漁業3年再生計画 | 漁場整備等による生産基盤の強化や直販・共同出荷の施策等による流通体制の整備を図ることにより、宇佐管内漁業の再生を目指した計画です。 |
| 宇佐市鳥獣被害防止計画 | 野生鳥獣（イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス等）による農作物などの被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林業の発展及び中山間地域の振興を目的とした計画です。 |
| 特別天然記念物「オオサンショウウオ」及び天然記念物「オオサンショウウオ生息地」保存管理計画 | オオサンショウウオの個体群とその生息地を後世に引き継ぐこと及び地域住民との調和を図ることを目的にその方針と方法、指定地内の地域区分、現状変更等の取扱いについての基準を定めた計画です。 |
| 史跡宇佐神宮境内天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画 | 史跡宇佐神宮と天然記念物宇佐神宮社叢は一体不可分の関係にあることから、両者の保存活用に関する方針を定めた計画です。 |
| 宇佐市一般廃棄物生活排水処理基本計画 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定した生活排水処理に関する長期的な計画です。公共下水道や合併浄化槽の整備方針及びそれに伴う、し尿や浄化槽汚泥計画を明らかにしています。 |
| 宇佐市緑の基本計画 | 緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めた基本計画です。 |
| 宇佐市都市計画マスタープラン | まちづくりの目標や土地利用方針、都市施設（都市計画道路・公園など）等の整備方針を定めることにより、市全体及び地域別のまちづくり構想を明らかにしています。 |
| 宇佐市景観計画 | 山海の豊かな自然と共生した暮らしや、歴史資源が育んできた特徴的な景観の維持・保全・活用に向け、優れた景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画です。 |
| 宇佐市文化財保存活用地域計画 | 地域総がかりで文化財を「守り」「活かし」「伝える」ための具体的なアクションプランとなる計画です。 |
| 宇佐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）* | 宇佐地域の特性に応じて市民・事業者・団体等と協力して地球温暖化対策に取り組むための計画です。 |
| 第3次宇佐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）* | 本市の事務・事業に伴う温室効果ガス*排出量の削減に向けた様々な取組を行い、脱炭素を推進することを目的とした計画です。 |
| 宇佐市立地適正化計画 | 都市計画区域内に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、これらの区域内に居住や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導することで、地域公共交通と連携しながら、長期的な視点で「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの取組を進める計画です。 |
| 宇佐市分別収集計画 | 容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R*を推進し、焼却処分量及び最終処分量の削減を図る目的で、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。 |

第3節 計画の期間と対象範囲

1. 計画の期間

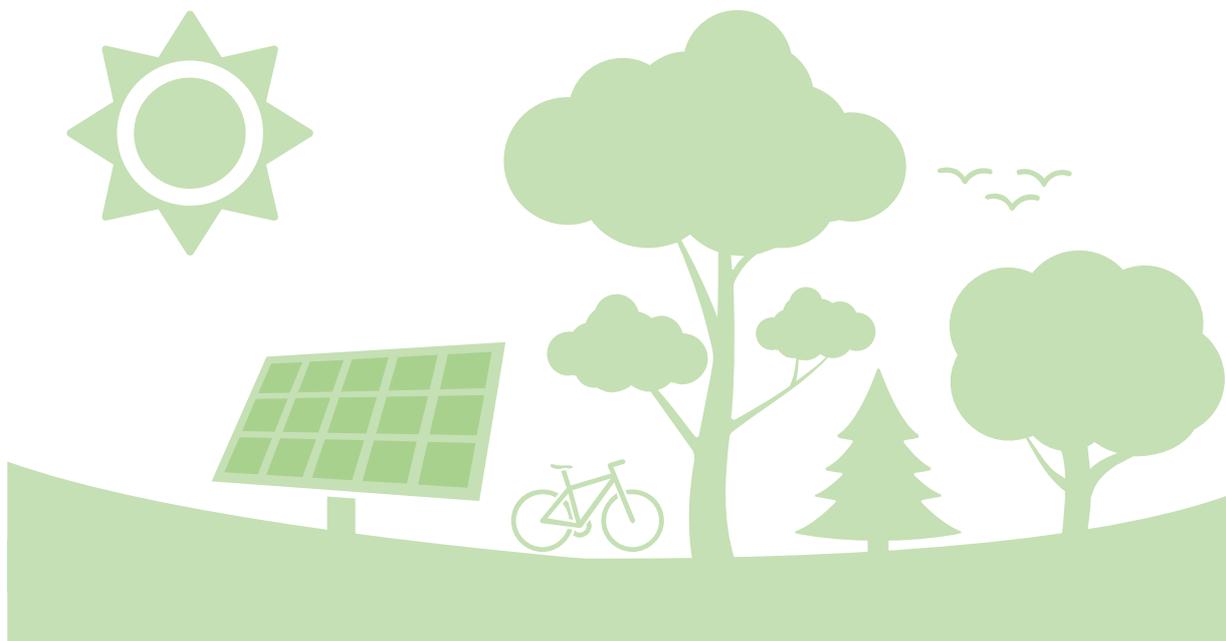
計画の期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とし、今後、社会経済情勢や環境を取巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2. 計画の対象範囲

対象とする環境分野は、①自然環境、②生活環境、③地球環境、④環境活動とします。また、対象地域は、宇佐市全域とします。

対象とする環境分野と要素

| 分野 | 要素 |
|------|-----------------------|
| 自然環境 | 農地、森林、水辺、生態系* |
| 生活環境 | 水環境*、公害、廃棄物、まちの美化、景観 |
| 地球環境 | 脱炭素、気候変動の影響への適応*、資源循環 |
| 環境活動 | 環境教育、環境学習、環境保全活動 |



第4節 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制

計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民・事業者・NPO*などの多様な主体がそれぞれ自主的に行動するとともに、一体となって環境対策に取り組んでいく必要があります。そのため、宇佐市市民生活部生活環境課が計画推進の事務局としての役割を担い、各主体の活動や取組の把握と調整に努めます。

庁内においては、宇佐市環境基本計画庁内推進委員会を中心として各施策を総合的かつ効果的に推進していきます。また、宇佐市環境審議会が計画の進捗状況の検証と改善策の検討を行います。

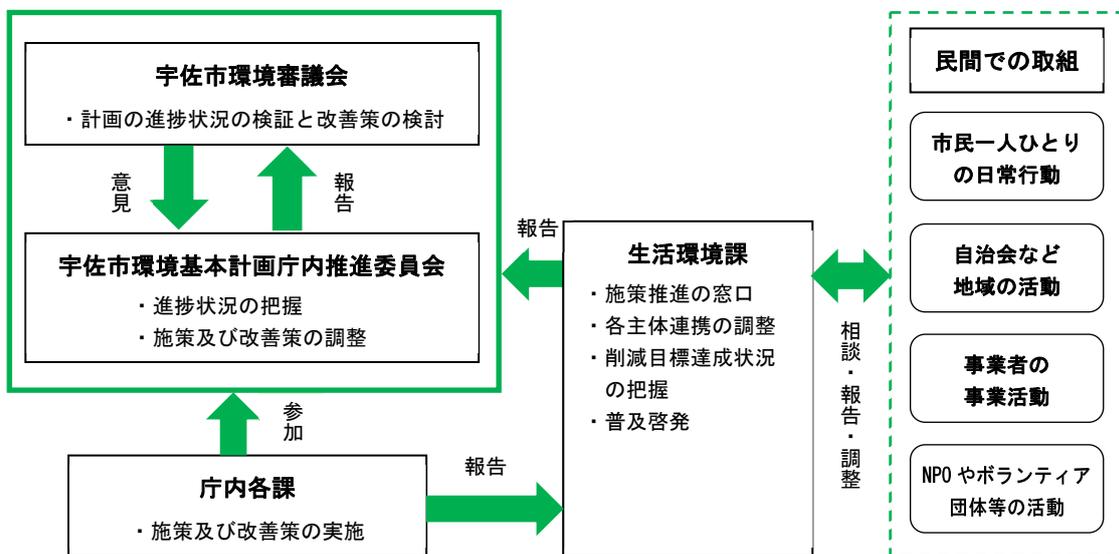


図 2 計画の推進体制

2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、PDCA*サイクルに基づいて行います。毎年、計画に基づく施策の実施状況及び環境指標の達成状況を把握し、その結果に基づく評価と改善を実施し、その後の施策に活かしていきます。

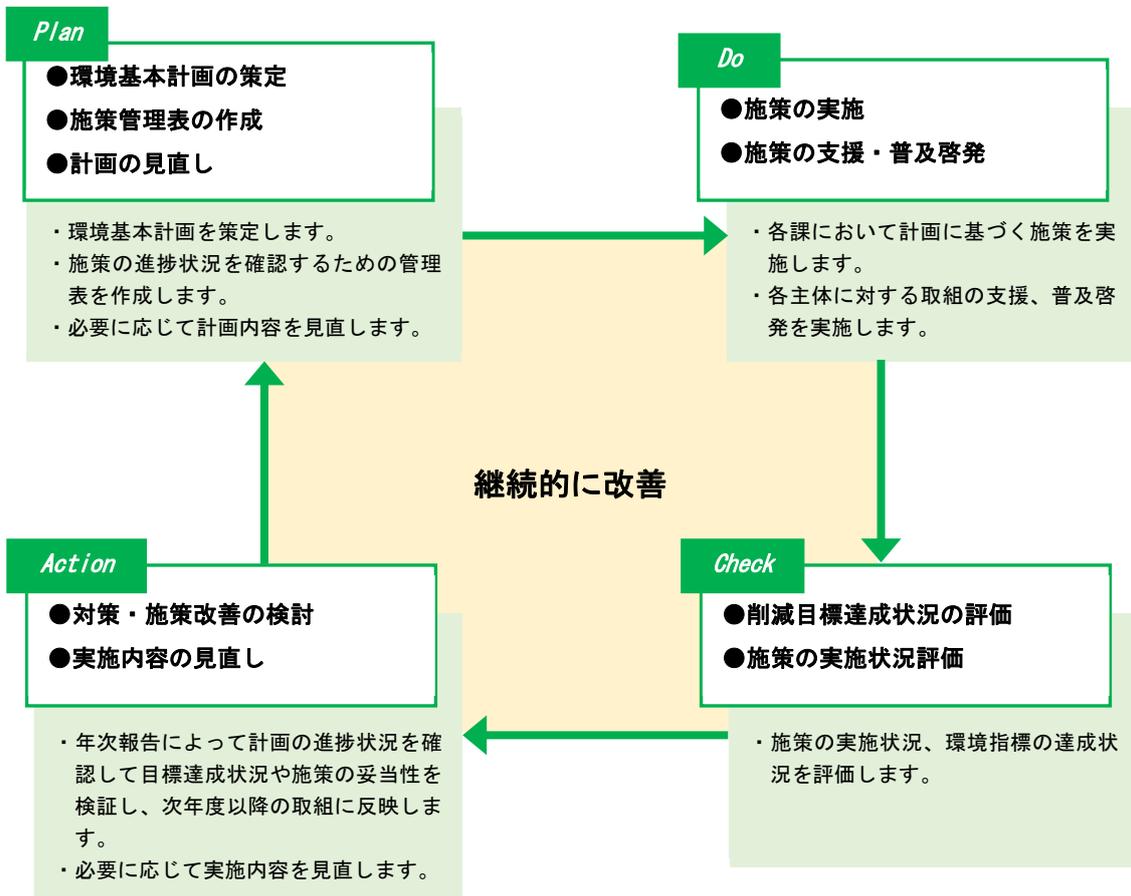


図 3 計画の進行管理